



2024年5月21日

各 位

会 社 名 日本高純度化学株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 小島 智敬
(コード番号4973 東証プライム)
問 合 せ 先 取締役経営企画部長 渡邊 基
兼財務経理部長
(TEL. 03-3550-1048)

株主提案に対する当社取締役会意見に関するお知らせ

当社は、下記のとおり、株主（以下「提案株主」といいます。）より、2024年6月25日開催予定の第53期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）における株主提案権の行使に関する書面（以下「本株主提案書面」といいます。）を受領いたしました。本日開催の取締役会において、当該株主提案に反対することを決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 提案株主

HIBIKI PATH VALUE FUND

2. 本株主提案の内容

(1) 議題

- ① 定款一部変更の件（剰余金の配当等の決定機関）
- ② 自己株式取得の件

(2) 議案の内容及び提案の理由

別紙の本株主提案書面に記載のとおりです。

なお、別紙は、提案株主から提出された本株主提案書面の内容を原文のまま掲載しております。

3. 株主提案に対する当社取締役会の意見

(1) 定款一部変更の件（剰余金の配当等の決定機関）（本株主提案①）

① 当社取締役会の意見

当社取締役会としては、本株主提案①に反対いたします。

② 反対の理由

当社は、2019年6月の第48期定時株主総会において、機動的な資本政策及び配当政策を図ることを目的として、会社法第459条第1項及び会社法第460条の規定に基づき、剰余金の配当等の決定機関を取締役会とするための定款変更を行いました。当該定款変更の目的は上記のとおりであり、当社は、株主還元を制限する目的でこれを行ったものではありません。

現に当社は、当該定款変更以降、2022年3月期の期末配当における記念配当の追加実施、2022年10月に360百万円を上限とする自己株式の取得、さらに2024年3月期の期末配当より、プライム市場上場会社として当面の業績に大きく左右されない一定レベルの株主還元について積極的に取り組む趣旨から、5%を下限とする自己資本配当率（DOE）という新たな株主還元方針を適用する等、機動的な株主還元を取締役会決議により実施してまいりました。このような実績を踏まえると、現時点において、敢えて現行の定款を変更すべき特段の事情は生じていないものと認識しております。

また、本株主提案①は本株主提案②の前提となる提案であるところ、仮に両議案が可決された場合、取締役会による株主還元に係る判断の自由度が低下し、上記のような機動的な株主還元を行うことが困難になると考えております。

以上の理由により、当社取締役会としては、本株主提案①に反対いたします。

(2) 自己株式取得の件（本株主提案②）

① 当社取締役会の意見

当社取締役会としては、本株主提案②に反対いたします。

② 反対の理由

本株主提案①についての当社取締役会の反対意見の箇所において述べたとおり、当社は、2024年3月期の期末配当より、5%を下限とする自己資本配当率（DOE）という新たな株主還元方針を適用しております。また、当社は、政策保有株式の保有方針についても、当社が2024年3月22日に公表した「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応について」において、今後1~2年以内に純資産割合20%未満までの縮減を図ることを公表しております。このように、当社は、資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた取組みも着実に進めております。

これに対して、本株主提案②は、本株主総会終結の時から1年以内に、2023年12月31日時点の「その他有価証券評価差額金」に相当する48億円を総額として、当社の自己資本の30%を超える130万株という大規模な自己株式の取得を行うものであり、当社において十分な原資を確保していない現状において本株主提案②が可決された場合、当社の長期的な成長が停滞し、さらには当社の財務健全性が大幅に毀損されるおそれがあると考えております。また、取得方法として市場取引による自己株式の取得を想定した場合、当社株式の流動性等を考慮すると、1年間で130万株の自己株式の取得を行うことも現実的ではありません。

さらに当社は、2024年4月24日に2022年度から2024年度を対象とした中期経営計画

の修正を公表し、同日付の決算説明資料の中で中期経営計画における財務方針の進捗状況を報告しており、本株主提案②が可決された場合、当社が修正後の本中期経営計画に基づき行う今後の成長投資の機動性や経営の自由度が損なわれることとなり、当社取締役会が目指す資本コストや株価を意識した経営の実現が妨げられる結果をもたらすと考えております。

以上の理由により、当社取締役会としては、本株主提案②に反対いたします。

以 上

(別紙) 株主提案書

議題1 定款一部変更の件 (剰余金の配当等の決定機関)

議案の要領

当社の定款第44条を次のとおり変更する。なお、本議案は、議題2「自己株式の取得の件」に係る議案に先立ち決議されるものとし、本定時株主総会において可決された時点でその効力を生じるものとする。

(下線は変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
第44条 (剰余金の配当等の決定機関) 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>株主総会の決議によらず</u> 取締役会の決議により定める。	第44条 (剰余金の配当等の決定機関) 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定める <u>ことができる</u> 。

議題2 自己株式取得の件

議案の要領

議題1「定款一部変更の件 (剰余金の配当等の決定機関)」に係る議案の承認可決を条件として、次のとおり、自己株式の取得をする。

会社法第156条第1項の規定に基づき、本定時株主総会終結の時から1年以内に、当社普通株式を株式総数130万株、総額48億円(ただし、会社法により許容される取得価格の総額(会社法第461条に定める「分配可能額」)が当該金額を下回るときは、会社法により許容される取得額の上限額)を限度として、金銭の交付をもって取得することとする。

提案の理由:

議題1 定款一部変更の件 (剰余金の配当等の決定機関)

会社法第459条第1項各号は、剰余金の配当等の原則として株主総会で決議されるべき事項を規定するものです。当社は定款第44条により、これらの事項について、本来的に権限を有する株主総会の権限を排除しつつ取締役会の権限としております。

会社の所有者は株主であることを再確認し、会社法が「原則として株主総会で決議する事項」と定めているものは、株主総会で決議するべきであると考えます。

なお、本提案の変更案においても、取締役会が剰余金の配当等を決議することは可能であり、当社の取締役会が機動的に剰余金の配当等を実行することは制度的に確保されております。したがって、現行定款は、本提案の変更案と比較すると、株主総会の権限を排除することを目的としたものです。このような株主総会の権限の排除には合理性がないことから、本議案の提案をする次第です。

議題2 自己株式取得の件

当社は、2023年12月31日日時点(第53期第3四半期報告書)において、純資産の61.5%に及ぶ約87億円の投資有価証券を保有しており、その大半は流動性の高い政策保有目的の上場会社株式です。当社は、政策保有株式につき「今後1~2年で純資産割合の20%未満に縮小する」ことを発表されていますが、その速やかな実行を担保し、利益と

純資産の両面をコントロールし ROE の改善を着実に実現させるべく、当該投資有価証券の税引き後含み益部分に相当する、同時点の「その他有価証券評価差額金」と同額の 48 億円を自己株式の取得に充てるべきと考えます。

また、取得した自己株式の内、半数以上は、将来的に市場に再度放出される懸案を排除するために、消却すべきです。なお、分配可能額は、同時期に 70 億円以上あり、財務健全性に悪影響を及ぼすとは考えづらく、このような資本政策によってもたらされると考えられる「強い株価」を株式交換などによる M&A の原資とすることも可能となります。